

本市の交通補助施策一覧

・障害者交通費助成制度の対象者は、「ふれあい乗車証」、「福祉タクシー利用券」、「自家用車燃料費助成券」のいずれか1つを利用可
 ・70歳以上で障害者交通費助成制度の対象者は、敬老乗車証と各障害者交通費助成からいずれか1つを利用可(敬老乗車証との併給は不可)

制度	分類	対象者	利用負担・助成内容等
敬老乗車証	一般敬老乗車証	市内にお住まいの70歳以上の方	・1,000円のチャージにつき100円 (介護保険料所得段階に応じて50円)
	福祉割引敬老乗車証	市内にお住まいの70歳以上の方 障害者手帳等をお持ちの方	・利用者負担金は上記と同様 ・自動的に福祉割引が適用された支払いになる
障害者交通費助成	ふれあい乗車証	(1)身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方 (対象部位が対象等級であることが必要) 身障手帳1級:障害部位に関係なく1障害1級である方 身障手帳2級:視覚・聴覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 身障手帳3級: 下肢・体幹・移動機能障害のある方 内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方又は在宅酸素療法を実施している方 身障手帳4級:下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方又は在宅酸素療法を実施している方 (2)療育手帳をお持ちの方 (3)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	市営バス、市営地下鉄、宮城交通バスについて 市内区間を無料で乗車可能
	福祉タクシー利用券	(1)身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方 (対象部位が対象等級であることが必要です。) 身障手帳1級:視覚・上肢・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 身障手帳2級:視覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 身障手帳3・4級:下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方又は在宅酸素療法を実施している方 (2)療育手帳Aをお持ちの方 (3)精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方	1枚500円の利用券を60枚交付 (年間助成上限額30,000円、申請月により減額有)
	自家用車燃料費助成券	(1)身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方 (対象部位が対象等級であることが必要です。) 身障手帳1級:視覚・上肢・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 身障手帳2級:視覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 身障手帳3・4級:下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち車いすを使用している方または在宅酸素療法を実施している方 (2)療育手帳Aをお持ちの方 (3)精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方 上記の交付対象でかつ、次のいずれかの条件を満たす必要があります。 障害のある方本人が所有する車を本人が運転すること 障害のある方本人が所有する車を同居の家族が運転すること 同居の家族所有の車を同居の家族が運転する場合は、身体障害者手帳をお持ちの方で、18歳未満の方、療育手帳Aをお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に限る。 ※施設入所者は対象から除く	給油の際に利用できる1枚1,000円の助成券を30枚交付(年間助成上限額30,000円、申請月により減額有)
みんなで育てる地域交通乗り事業	高齢者及び障害者等の運賃の割引に係る経費に対する補助	70歳以上の高齢者や障害者等 (運営団体が設定) ・割引運賃を設けた場合、運賃収入の減収(正規運賃との差額)に対し、市から運営団体に補助金を交付。 ・例えば70歳以上であることが分かる顔写真付きの身分証明書や障害者手帳等を運転手に提示した場合、1回の乗車につき100円か運賃の2割の、いずれか高い金額で乗車可能。	例) ・太白区坪沼地区「つばねま号」 70歳以上の高齢者・障害者等運賃 現金の場合:100円/回(一般運賃400円/回) ・宮城野区燕沢地区「のりあい・つばね」 70歳以上の高齢者・障害者等運賃 現金の場合:100円/回(一般運賃300円/回)